

第三者評価結果入力シート【児童自立支援施設】

種別	児童自立支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

京都社会福祉士会

②施設名等

名称:	京都府立淇陽学校
施設長氏名:	赤羽敬三
定員:	55名
所在地(都道府県):	京都府
所在地(市町村以下):	南丹市園部町栄町3号71
T E L:	0771-62-0062
U R L:	www.pref.kyoto.jp/kiyo/

③実施調査日

開始日	2014/10/20
評価結果確定日	2015/3/27

④総評

<p>自然豊かな園部に設立された歴史ある京都府立の児童自立支援施設であり、伝統的に夫婦小舎制による家庭的な環境の中で生活支援や教育が実践されています。敷地には田畑(茶畑)や栗林等の作業環境や体育館、グラウンド、プール等のスポーツ設備が整えられています。支援にあたっては、入所ケースが複雑多岐に渡る中、懇切丁寧な経験を活かした支援の現状を確認することができました。2015年度からは学校教育の導入が計画されており、学校(施設)内の教育、生活等支援の仕組みの再構築が必要となります。有機的に計画とリンクした標準的な支援方法や規程等の策定や見直し、各種手順書や専門的ニーズに応え得る職員の教育訓練システムの構築を期待します。</p> <p>今後、夫婦小舎制の寮担当職員の後任者確保、育成が課題となっているとのことで、やりがいと魅力ある職場環境作りが求められています。また、継続性とアフターケアについては、専任配置された家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)による取り組みが期待されます。</p>
--

⑤第三者評価結果に対する施設のコメント

<p>評価機関から評価を受けた内容について、指導課全体会議で報告し、積極的評価を受けた点については、自信を持ってさらに取り組みを進めていくこととし、改善が必要な点については、順次改善に向け施設内で方策を検討しながら、質の向上に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>平成27年度から南丹市立小中学校が施設内に設置されることとなっており、従来の生活、学習、作業の三本柱の指導の枠組みを踏まえて、学校教育との連携を密にし、入所児童の自立支援に向けて一層努力してまいりたいと考えております。</p>
--

第三者評価結果（児童自立支援施設）

1 支援

(1) 支援の基本		第三者 評価結果
①	子どもを理解・尊重し、その思い・ニーズをくみ取りながら、子どもの発達段階や課題に考慮した上で、子どもと職員との信頼関係の構築を目指している。	b
②	子どものニーズをみたくことのできる日常的で良質なあたりまえの生活を営みつつ、職員がモデルとなることで、子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
③	集団生活の安定性を確保しながら、施設全体が愛情と理解のある雰囲気に入れられ、子どもが愛され大切にされていると感じられるような家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a
④	発達段階に応じて食事、睡眠、排泄、服装、掃除等の基本的な生活習慣や生活技術が習得できるよう支援している。	a
⑤	多くの生活体験を積み重ねる中で、子どもがその問題や事態の自主的な解決等を通して、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	a
⑥	子どもの行動上の問題を改善するために、自ら行った加害行為などと向き合う取組を通して自身の加害性・被害性の改善や被害者への責任を果たす人間性を形成できるように支援している。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

- 伝統的な小舎夫婦制を基本として、時間的制限のない住み込みによる生活感と安心感を提供できる児童と職員との安定した人間関係や児童同士の関係を重視し、生活指導・作業指導・学習指導を指導の三本柱として、一人一人の児童の状態に応じた方法で自立を支援しています。
- 「学校案内」「きょう学校で生活する君たちに」「きょう学校で生活するあなたに」を使用し、入所時、校長、副校長(指導課課長)がオリエンテーションにて守るべき約束事を説明しています。
- 地域社会への参加は、クラブ活動の太鼓を「南丹ビートバンドフェスティバル」、園部町文化祭等地域の祭に出演する機会があります。
- 寮長が学期毎に寮委員、副寮委員を指名し、リーダーとなる子の育成に力点を置き、集団生活の基盤安定を図っています。当番制等の生活日課(家事)や簡単な修繕作業を見守りの下実施し、生活力を身に付けることができるよう支援しています。また、子ども一人一人が生活目標を掲げて生活するようにしています。
- 生活体験として、田植え、茶摘み、稲刈り、敷地緑地管理、陶芸等の機会を提供しています。
- 行動上の問題が発生した場合、「寮指導報告書/事故報告書」「寮対応報告書」により報告する仕組みがあり、個別指導や食事時間、日々の反省会等にて集団指導を実施しています。

(改善が求められる点)

- 行動上の問題について職員間でケース会議や事例を検討する明確な手順は確立していません。

(2) 食生活		第三者 評価結果
①	団らんの場として和やかな雰囲気の中で、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、子どもの嗜好や栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
②	子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
③	自立に向けた食育への支援を行っている。	a
(3) 衣生活		
①	衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
(4) 住生活		
①	居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>(特に評価が高い点)</p> <p>○食事については、管理栄養士の作成した献立に基づき、調理職員が調理準備したものを各寮舎で、寮長、寮母が同席して家庭的な雰囲気の中で食べられるように工夫しています。弁当も個別の嗜好に配慮しています。年1回の嗜好調査、意見箱の結果から、献立に反映させる仕組みがあります。</p> <p>○当番性による食事の準備・片付けや誕生日会、卒業パーティー等イベント時、子ども達が調理に参加する機会もあります。</p> <p>○食育として、敷地内菜園の収穫を食材に利用したり、社会体験学習等による外食の機会を確保しています。</p> <p>○衣服については、制服、体操服は支給され、私服は自由となっています。必要があれば、個別に子供と一緒に買物等に対応しています。衣服の破れやボタン付け等簡単な修繕の指導を行っています。</p> <p>○子ども一人一人の収納やプライベートスペースを確保しています。プライバシーについて、着替えには洗面所や風呂場を活用する等して配慮しています。</p>		
(5) 健康と安全		第三者 評価結果
①	発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
②	医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a

(6) 性に関する教育

①	子どもの年齢、発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
---	--	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○養護教諭を配置し、児童の日常的な健康管理を支援しています。手洗い、うがいの啓発や正しい手洗い方法を子供に分かりやすく掲示しています。また、感染症等時期に併せ、タイムリーに「ほけんだより」を発行して寮内に掲示の上啓発しています。

○爪切りは生徒会保健部による点検があります。頭髪等整容に関しては、指導課による指導もあります。

○危険箇所は職員が確認し子どもへ伝達しています。また、南丹警察署の警察官が講師となって自転車の交通ルール講習を実施しています。

○医療面は入所時アセスメントにて養護教諭が把握し、保健調査票・個人記録(予防接種・身長・体重(毎月)の記録・通院の記録)に経過を残しています。「救急対応マニュアル」に緊急時の対応、感染症対策について記載され、対応策が明確になっています。また、発育、発達状態の把握は、寮職員と養護教諭で連携し、学期毎に「健康の記録」として保護者に情報提供しています。

○性に関する教育については、中学3年生を対象に養護教諭が実施しています。また、性に関する課題等は寮母からの報告を受け、養護教諭が対応し、必要に応じ専門医へ繋いでいます。

(7) 行動上の問題に対する対応

第三者評価結果

①	子どもが暴力、不適応行動、無断外出などの行動上の問題を行った場合には、関係のある子どもも含めて適切に対応している。	b
②	施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	b
③	虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	b

(8) 心理的ケア

①	被虐待児など心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
---	-------------------------------------	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○職員は丹波地域支援センターの心理士による研修を受け、スーパービジョン関係を結んでいます。

○心理士は指導課会議等において「心理担当より」(ペーパー)を使用して状況報告しています。また、精神科医のスーパービジョンや面接(月2回)を実施しています。

(改善が求められる点)

○行動上の問題にかかる標準的な各種対応マニュアルやプログラムを整備していません。

○心理的な支援は、プログラム化していません。「性加害プログラム」は、児童相談所とカンファレンスを行った上で対応しています。しかし、支援計画とはリンクしていません。

(9) 主体性、自律性を尊重した日常生活		第三者 評価結果
①	日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援している。	b
②	子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念や生活技術が身につくよう支援している。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>(特に評価が高い点)</p> <p>○余暇活動は、寮単位での話し合いにて決定し、自主性を尊重しています。子ども達に意図的に管理外の遊びの時間を提供する等工夫しています。</p> <p>○子供と一緒に行先を考え、寮毎に社会体験学習(釣り・映画・ボーリング・果物狩り等)として外出の機会があります。</p> <p>○金銭管理は、月1,500円(小中学生)、月5,000円(高校生)の小遣い制を採用し、子どもが小遣い帳をつけ、寮職員が支援しています。月1回、買物指導(亀岡ALプラザ・ブックオフ・マツモト)を実施しています。私物は個人別の持ち物チェック(表)にて管理しています。</p> <p>(改善が求められる点)</p> <p>○退所を見据えたソーシャルスキルトレーニングは今後の課題となっています。</p>		

(10) 学習支援、進路支援、作業支援等		第三者 評価結果
①	学習環境の整備を行い、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b
②	「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
③	作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して、豊かな人間性や職業観の育成に取り組んでいる。	b
④	施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a
⑤	スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を図るとともに、忍耐力、責任感、協調性、達成感などを養うように支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○平成27年度からの学校教育導入に向け、関係機関と協議中です。平成23年度より派遣の教員資格を有す職員が主要5教科を担当しています。数英については学力別授業を実施しています。

○受験生には、学習室として空き部屋を提供する等配慮しています。また、受験対策・学習ボランティアとして、京都BBS(学生)を受け入れています。日常的にも英検、漢検、珠算等の資格取得を目標に支援しています。

○進路は、年2回、進路協議会(児童相談所・原籍校・指導課参加)を開催しています。面談を随時行い、子どもの意向を確認し、支援する仕組みがあります。高校生浪人を入所継続して支援した経験や、通信制高校(インターネット教育)に対応した経験があります。

○年間活動にカリキュラム化した週4時間の全体での作業活動や、寮単位でも菜園管理等作業機会を確保しています。平成22年度から京都府委託事業として、入所児童自立支援事業(京都府委託事業)としてコミュニケーションスキルトレーニングに取り組みました。また、スポーツにも力点を置き、マラソンや水泳は記録会を行い、努力による成長を促しています。

○文化祭の作品出展のため、作品作りには寮職員が継続的に支援しています。社会体験学習では、プロバスケットボールリーグ観戦や京都造形大学太鼓演奏を招致しています。

(改善が求められる点)

職場実習について、実習先や体験先の開拓、事業主等との連携において課題があります。また、規程の整備等システム化されていません。

(11) 継続性とアフターケア

第三者評価結果

①	措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
②	家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
③	子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう、通信、訪問、通所などにより、退所後の支援を行っている。	b

(12) 通所による支援

①	地域の子どもの通所による支援を行っている。	評価外
---	-----------------------	-----

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○退所後の窓口は寮職員が担当しています。関わりは「事後指導実施報告」に記録しています。

○転寮時は、「児童の転寮に関する引き継ぎ書」にて引き継ぎする仕組みがあります。退所後も、文化祭や臨海学校への参加を声掛けして、手伝いを依頼することもあります。

(改善が求められる点)

○アフターケアは寮担当職員を中心に実施していますが、体系的な実施とまでは至らず、課題が多い状況です。平成25年度から専任(非常勤)の家庭支援専門相談員を配置しています。今後は家庭支援専門相談員が中心となり、アフターケアを実施する予定です。退所後の「自立支援計画」を作成していく事も予定しています。

○現在、施設の特性から育ち・育ての記録は作成していません。

○現状では退所後も相談可能なことは伝えていますが、文書化していません。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり		第三者 評価結果
①	児童相談所と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	b
②	子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	b
(2) 家族に対する支援		
①	親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>(特に評価が高い点)</p> <p>○家族関係の調整や、子どもと家族の関係づくりについては、児童相談所と連携しながら取り組んでいます。原則として月1回以上、家族に面会に来てもらっています。一時帰宅に関しては、「帰省のとりきめ」により、ルール化しています。夏休み等の長期帰省時には、個別に生活目標を立てて指導しています。年1回の文化祭に家族が参加して頂けるよう手紙で案内しています。</p> <p>(改善が求められる点)</p> <p>○保護者による不適切な対応についてのマニュアルは作成していません。また、家族等と「自立支援計画」の共有ができていません。家族支援について、「家族支援計画」やプログラムには取り組んでいません。</p>		

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定		第三者 評価結果
①	子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、アセスメントに基づき、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	b
②	アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	b
③	自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	b
(2) 子どもの支援に関する適切な記録		
①	子ども一人一人の支援の実施状況を適切に記録している。	b
②	子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
③	子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○「自立支援計画」は子どもの意向を確認の上、寮担当が作成し、指導課係長が統括しています。毎週水曜日の指導課職員会議で、児童の状況について、情報を共有する時間を設けています。

○記録・文書の管理責任者は庶務課長が担っています。記録は、寮担当職員が日々の寮日誌から月毎に「入所児童の概要」にまとめ、退所後、「ケース記録」として個人別にまとめています。「京都府地方機関処務規程」「京都府個人情報保護条例」により、管理しています。

○事務支援システム(PCネットワーク)で情報の管理・共有を図り、指導課会議でケースカンファレンスを行っています。特に重要な書類は本館で管理し、寮内は寮事務室内のロッカーにて施錠管理しています。

(改善が求められる点)

○入所時のアセスメント情報を総合的なアセスメントととして組織的に共有、見直しする手順や仕組みは構築できていません。

○「自立支援計画」の策定の手順や計画の実施を確認する仕組みが明確ではありません。また、策定した「自立支援計画」について、子どもに説明と合意を得る仕組みはありません。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	子どもを尊重した支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
②	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の支援において実践している。	b
③	子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
④	特別プログラムなど子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。	b
⑤	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
⑥	子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a
(2) 子どもの意向や主体性への配慮		
①	子どもや保護者の意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、支援内容の改善に向けた取組を行っている。	b
②	子ども自身が自分たちの生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善や自立する力の伸長に向けて積極的に取り組んでいる。	a
③	施設が行う支援について事前に説明し、子どもが主体的に選択（自己決定）できるよう支援している。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○児童の権利擁護、基本的人権の尊重については、学校の基本方針として定めています。年度初めの指導課会議にて、児童虐待防止について施設長が伝達しています。継続的に管内人権問題職場研修等に職員を派遣し、権利擁護について教育しています。

○意見箱や第三者委員を設置しています。行動制限等に関しては、「児童の問題行動発生時の対応」を基に対応しています。校内のルールは入所時に校長等より「きょう学校で生活するために」を用いて説明しています。思想や信教については、公立施設として最大限配慮しています。

○寮毎に反省会等を実施し、話し合う機会を設け、日常的に子どもの意向を寮担当職員が把握に努めています。意見箱からの要望より、学習において蛍光ペンを使用したいとの意見を受け、「文房具用品の使用規定について」を改定しました。

(改善が求められる点)

○施設の特徴から、現在、生い立ちの記録やアルバムは作成していません。

○行動制限等にかかる独自のケアマニュアルは策定していません。特別プログラムに事前同意を得る仕組みはありません。また、ルールは入所時、校長等より「きょう学校で生活するために」で事前説明をしていますが、同意の記録はありません。

○定期的な意向調査は実施していません。

(3) 入所時の説明等	第三者 評価結果
① 子どもや保護者等に対して、支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	a
② 入所時に、施設で定めた様式に基づき支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
(4) 権利についての説明	
① 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境	
① 子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	a
② 苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
③ 子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応	
① いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
② 子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
③ 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b

(7) 他者の尊重

①	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
---	---	---

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

- パンフレットや京都府のHPにて情報を公開しています。見学は、少年補導センター、民児童委員会、厚生保護、弁護士会等を受け入れています。入所の際は、子どもが理解し易いよう配慮された文書(「淇陽学校で生活する君たちに」「淇陽学校で生活するあなたに」)で、校長及び副校長が説明をしています。
- 権利については「淇陽学校で生活する君たちへ」で説明しています。
- 苦情解決については「淇陽学校で生活するあなたに」で説明しています。年3回、第三者委員が訪問にて苦情等の聞き取りを実施しています。苦情は、「苦情受付報告書」で報告し、「京都府淇陽学校苦情解決に関する規程(H25.2.20改定)」に基づいて処理しています。
- 体罰等の禁止については、基本方針に明文化し、他施設での事例等を指導課会議で検討しています。不適切なかかわり防止のため、丹波支援センターによる研修に参加しています。
- 夫婦小舎制による家庭的な生活環境により、職員や子ども同士が互いに尊重し協働する心を育てています。地域や異世代交流の機会として年1回創立記念日に、後援会である「あすなる会」との交流事業(あすなる会昼食会)や厚生保護女性会との共同作業(草引き等)の機会があります。

(改善が求められる点)

- 緊急一時的な入所には対応していません。
- 苦情内容や解決結果の公表をしていません。また、ヒヤリハット事例は寮担当職員が把握していますが、情報の蓄積・分析はできていません。
- 被措置児童等虐待の届出・通告制度対応マニュアルは現在作成中です。

5 事故防止と安全対策

		第三者 評価結果
①	事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	b
②	災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	b
③	子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○事故、感染症の発生時には、それぞれマニュアルに従い対応しています。施設のセキュリティについては、警備会社と契約しています。また、宿直が巡視を実施しています。防災対策は、京都府南丹広域振興局防災マニュアルに組み込まれています。地域の防災無線も配備しています。「備蓄リスト」により、非常食を管理しています。地元の警察や消防との日常的な連携にも努めています。

(改善が求められる点)

○事例の収集や発生要因の分析、未然防止策の検討、安全確保策の定期的な評価、見直しなどについての明確な仕組みがありません。マニュアルは毎年見直しが行われていますが、更新記録等がありません。リスクに対する専門の部署や検討の機会、定例的な職員研修が設定されていません。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等との連携		第三者 評価結果
①	施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	a
②	児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	a
(2) 地域との交流		
①	子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	a
②	施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b
③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援		
①	地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	c
②	地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	c

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○関係機関との連携については、児童相談所との定例的な連携に加え、きょう文化祭、体育祭、学校公開に児童相談所と原籍校教員を招待しています。

○地域との交流についてはその必要性を運営方針に明示しています。中学校体育連盟の競技会にオープン参加し、子どものクラブ等活動成果の発表や交流機会を拡げています。活動支援ボランティアとして、京都地区BBS会(大学生)を定期的に受け入れています。地域の理解を得るために、あすなろ会(後援会)等へ広報誌を送付しています。地域の自治会や子ども会には、職員が参画しています。施設見学は、少年補導センター、民生児童委員、厚生保護、弁護士等様々な団体を受け入れ、施設の理解を促しています。地域へは少年野球クラブにグラウンド、太鼓クラブに体育館を貸し出す等して、機能や設備を地域開放しています。

(改善が求められる点)

○ボランティアの受け入れの際には、毎回必要事項を説明していますが、マニュアルは整備していません。また、地域支援については、学校(施設)の特性上積極的に取り組んでいません。

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
① 組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
② 職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	b
③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	b
④ スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○職員に求める基本的姿勢や意識は基本方針や運営方針に明記し、専門資格は配置基準に明示しています。新任職員は、国立武蔵野学院で研修を受け、専門性の向上に努めています。

○研修に派遣された者は、「研修(出張)報告書」にて報告し、指導課会議にて伝達共有を図っています。

○校内では指導課課長をスーパーバイザーとして、スーパービジョンを実施しています。指導課課長は、近畿児童自立支援施設協議会課長会議等に参加する等して、質の向上に努めています。また、丹波地域支援センターによる外部スーパービジョンも導入しています。

(改善が求められる点)

○京都府職員として、研修体系は整備していますが、児童自立支援施設の専門性を考慮した学校独自の研修体系となっておりません。個別の教育・研修計画は策定していません。

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知		第三者 評価結果
①	法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
②	法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
③	運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
④	運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定		
①	施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	b
②	各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	b
③	事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	c
④	事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
⑤	事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>(特に評価が高い点)</p> <p>○「児童自立支援運営指針」をもとに基本方針及び運営方針を定めています。「施設の概要」やホームページ(京都府)に記載しています。年度初めの指導課会議(全ての職員参加)にて、校長より説明の上し周知を図っています。</p> <p>○「事業計画」は年度末にかけて、校長からの提案により指導課会議にて意見徴収した上で策定しています。</p> <p>(改善が求められる点)</p> <p>○中・長期計画は策定していません。</p> <p>○単年度の事業計画は職員に配布し、指導課会議にて校長より説明しています。月1回発行される文集「杉の子」に掲載し、関係機関、原籍小中学、あすなろ会(後援会)等に配布しています。しかし、事業計画の見直しや進捗状況の確認の手順は確立していません。また、事業計画の策定過程に当事者の参画はなく、配布は実施していません。</p>		

(3) 施設長の責任とリーダーシップ		第三者 評価結果
①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	b
②	施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
③	施設長は、支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
④	施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	b

(4) 経営状況の把握		
①	施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a
②	運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	b
③	外部監査（外部の専門家による監査）を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○校長は年2回、全職員との面談(人事考課)の際に職員からの意見を聴取し、自らの評価の把握に努めています。有事の際は、「事故発生時の救急体制」に役割を明記しています。また、全国児童自立支援施設協議会の施設長会(研修)や近畿児童自立支援施設協議会施設長会に参加する等して、情報収集すると共に自己研鑽に努めています。法令遵守については、関連研修に職員派遣及び自らも参加しています。関連法令や通知については「京都府行政事務支援システム」を使い、各職員が職場内端末(PC)で確認することができます。

○週1回開催される指導課会議や各種報告書、寮日誌(決裁あり)で支援の現状について評価・分析を行っています。また、丹波地域支援センターとの困難ケース事例検討やスーパービジョンによる支援の質の向上を図る仕組みを構築しています。経営にあたっては、月次の会計報告により、措置費等について分析を実施しています。

○全国児童自立支援施設協議会や近畿児童自立支援施設協議会に参画して、社会的養護の動向等の情報収集しています。児童相談所と連携し、支援のニーズ等のデータ収集をしています。府監査院(府議会議員・公認会計士等)による書面(毎年)、実地(5年に1回)監査を実施し、監査結果からの改善として、退所児童のアフターケアの充実に取り組んでいます。

(改善が求められる点)

○施設長の役割と責任について、広報誌等には掲載していません。経営や業務の効率化や改善のための具体的体制は構築されていません。

○運営状況や課題、コスト分析は仕組みとして十分には確立していません。

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
① 施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管理が実施されている。	a
② 客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	a
③ 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組む仕組みが構築されている。	b
④ 職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を積極的に行っている。	a
(6) 実習生の受入れ	
① 実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>(特に評価が高い点)</p> <p>○京都府職員として人事管理体制が整備されており、学校としては心理士を加配(加算対象)し、支援体制の充実を図っています。毎朝の打ち合わせは、全職員が参加し情報共有を図っています。職種毎の考課基準による人事考課を実施し、自己評価を基に所属長や校長による考課を行っています。有給休暇の消化率や時間外労働等は「京都府行政支援事務システム」で一元管理し、校長等管理者が必要に応じて改善策を検討する仕組みです。</p> <p>○福利厚生については、京都府職員として整備してあります。心理相談窓口も設置しメンタルヘルスにも留意しています。</p> <p>○現在保育士の実習を受け入れています。学校とは、必要な実習契約を交わし、実習巡回時等担当教員と連携をとっています。</p> <p>(改善が求められる点)</p> <p>○実習受入マニュアルを整備しておらず、明確な受け入れ体制の整備や実習の意義や方針の共有が十分に図れていません。</p>	
(7) 標準的な支援方法の確立	
① 支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識を持って行っている。	b
② 標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるように仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	c
(8) 評価と改善の取組	
① 施設運営や支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	b
② 評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

(特に評価が高い点)

○支援実施にあたっては、「児童自立支援施設の支援の基本」をマニュアルとしています。また、支援の実施方法の確認は、担当職員が休暇時に、違う職員が寮に入る等により互いの気付きによるチェック方法をとっています。

○評価は指導課課長が担当者となり、指導課会議で評価結果を分析・検討する場を設けています。

(改善が求められる点)

○標準的な支援方法は、全国共通の基本的なマニュアルで、学校の理念や方針が実態にあった独自のものではなく、検証や見直しができるようにはなっていません。

○毎年、自己評価を実施していますが、子ども等の参加や結果・課題の文書化、改善実施計画の策定には至っていません。